

OECD主要国における集団的消費者被害回復制度等

国民生活局消費者企画課国際担当

(1) 行政手続および刑事手続

手続区分	行政手続(民事上の手続)					刑事手続				
	① 金銭罰	② 禁止・ 差止	③ 損害 賠償	④ 解散	⑤ 差押・ 利益剥奪	① 金銭罰	② 禁止・ 差止	③ 損害 賠償	④ 解散	⑤ 差押・ 利益剥奪
アメリカ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
英国		○				○	○			
オーストラリア		○	○		○	○	○	○		
カナダ	○	○				○	○		○	○
スウェーデン	○	○	○			○			○	
スロバキア	○	○	○	○	○	○	○	○		○
チェコ	○	○		○		○	○	○		
ニュージーランド	○	○	○			○		○	○	○
ノルウェー	○	○	○			○				○
ハンガリー	○	○				○	○			
フィンランド	○	○	○			○			○	○
ベルギー	○	○				○		○	○	○
ポーランド	○	○	○			○	○	○		○
日本				○		○				○

- (備考) 1. OECD "Best practices for consumer policy: Report on the effectiveness of enforcement regimes" (2006)のtable.4および6に加え、各国ヒアリングによる。
2. すべてのOECD加盟国が回答したものではない。
3. 執行手段の種類は上記報告書では以下の表現を用いている。
- ①金銭罰：Financial penalty
 - ②禁止・差止：Prohibition orders or injunction
 - ③損害賠償：Compensation to the consumer-victim
 - ④解散：Orders forbidding the individual or firm to continue to trade generally or in a particular market or removal/suspension of trading licence
 - ⑤差押・利益剥奪：Confiscation of relevant goods of the offending trader or disgorgement of profits acquired as a result of the contravention

(2) 消費者紛争の金銭的解決手段

消費者の紛争解決および救済に関するOECD勧告案の項目		国名																
		アメリカ	英国	フランス	ドイツ	オランダ	オーストリア	スウェーデン	フィンランド	ノルウェー	デンマーク	スペイン	イタリア	ポルトガル	オーストラリア	韓国	日本	
個人で提起する消費者のための紛争解決および救済																		
例	中立的な第三者機関による裁判外紛争解決	②⑤	⑤	①③	①⑥	①	①⑤	①⑤	①⑤	①⑤	①⑤	①⑤	①	①⑤	①	①⑤	①⑥	①⑥
	少額訴訟制度または簡易裁判制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集合的に提起する消費者のための紛争解決および救済																		
例	消費者個人が代表する訴訟	○ ¹⁾ ₅₎	○		○			○			○ ⁴⁾	○		○	○			○
	消費者団体が代表する訴訟	○ ²⁾ ₅₎		○ ⁴⁾	○ ⁴⁾	○ ⁵⁾	○ ⁴⁾	○ ⁴⁾	○ ⁴⁾ ₅₎	○ ⁴⁾	○ ⁴⁾	○ ⁴⁾	○ ⁵⁾					
消費者保護執行機関による救済		○ ⁵⁾				○ ⁵⁾		○ ⁴⁾	○ ⁴⁾	○ ⁴⁾ ₅₎	○ ⁴⁾ ₅₎			○ ⁵⁾	○ ⁴⁾			

- (備考) 1. OECD(2005)、Civil Justice Council (2008a)、European Commission(2007b, 2008e)、各国ヒアリングにより作成。
 2. 特定の調査に基づくものであり、当該国の制度をすべてを網羅したものではない。
 3. 表中の①～⑥、1)～5)は以下のとおり。
 ①民間型かつ特定分野、②民間型かつ包括型、③判事が調停者を指定、④各州法務局が調停委員会を指定、⑤行政型、⑥消費者団体、1)クラス・アクション、2)州のみ(カリフォルニア州など)、3)団体に直接支払われ、額も少額、4)オプト・イン方式、5)オプト・アウト方式

(3) 消費者保護執行機関による金銭的救済手段

	消費者保護執行機関	民事手続において補償命令を裁判所に請求する権能	民事手続において消費者に代わって損害賠償請求を行う権能	刑事手続において被害弁償命令を裁判所に請求する権能	その他	概要
アイルランド	国家消費者庁 (NCA)			○		・1978年消費者情報法 (現在は2007年消費者保護法) に基づき、裁判所に対し、被告に対して当該犯行行為による被害者に対する補償命令 (compensation order) を請求することができる。
アメリカ	①連邦取引委員会 (FTC) ②各州司法長官	○			○	・連邦取引委員会法 (FTC法) 違反によって被害を被った被害者の救済のために裁判所命令 (order for consumer redress) を得ることができる。(①) ・ニューヨーク州などの司法長官は消費者被害を受けた州民の代わりに、加害者である事業者を相手に民事訴訟を提起できる権限が認められている (父権訴訟)。(②)
オーストラリア	オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC)	○	○			・1974年取引慣行法に基づき、違法行為によって損害を被った1人以上の消費者を代理して補償命令 (compensation) を裁判所に求めることができる (Opt-in方式)。 ・1976年連邦裁判所法に基づき、消費者を代理して集団訴訟を提起することができる (Opt-out方式)。
オランダ	消費者局 (Consumer Authority)				○	・2006年消費者保護執行機関法 (第2.6条) に基づき、事業者と消費者団体が合意に至らず、かつ両者が消費者庁が関与することに同意した場合、消費者庁が事業者と集団的損害救済に関する交渉を行うことができる。同意後、消費者局は同意書 (consent agreements) に法的拘束力を与えることを裁判所に求める (Opt-out方式)。
カナダ	①カナダ競争局 (Competition Bureau) ②各州	○		○	○	・(法審査中) 競争局が欺まんの取引によって損害を被った消費者のために金銭的救済命令を得る。(①) ・執行猶予の条件として、裁判所より消費者に対する被害弁償命令 (restitution order) が付される。(②) ・欺まんの取引を行った事業者との間で消費者の救済をすることを同意書 (consent agreements) の一部として盛り込み、裁判所への申し立てにより法的拘束力を持たせている。(②)
スウェーデン	消費者オンブズマン		○			・2002年集団手続法に基づき、多数の消費者を代理して「公的集団訴訟 (public group action)」を提起することができる (消費者オンブズマン以外に環境庁、消費者団体なども可。ただし、Opt-in方式)。 ・1997年紛争への消費者オンブズマンの関与に関する法律に基づき、法律違反または消費者全体の利益に関する場合、消費者オンブズマンが消費者個人の代理人として裁判を支援することができる (2011年までの時限立法)。
デンマーク	消費者オンブズマン		○			・2007年集団的救済法に基づき、少額で個人では訴訟されない場合、消費者オンブズマンが訴訟を提起することができる (Opt-out方式)。それ以外の場合は消費者オンブズマンとともに消費者の集団、消費者団体も訴訟を提起することができる (Opt-in方式)。
ノルウェー	消費者委員会 消費者オンブズマン		○			・2005年改正民事訴訟法の35章により、類似の事案を複数者に代わり、特定の利益増進を使命とする政府機関や消費者団体が集団訴訟を提起することができる (少額の場合 Opt-out方式、それ以外はOpt-in方式)。
フィンランド	消費者オンブズマン		○			・2007年クラス・アクション法に基づき、消費者オンブズマンは複数の消費者の代わりに訴訟を提起することができる (Opt-in方式)。
ポルトガル	消費者保護庁 検察庁		○			・1996年消費者保護法に基づき、検察庁 (20条)、消費者保護庁 (21条c) は消費者の集会的または拡散的権利・利益を代理して提訴することができる (消費者団体と同様の手続) (Opt-out方式)。
メキシコ	連邦消費者観察局 (Profeco)		○		○	・1992年消費者保護法 (26条) に基づき、損害を受けた消費者のために、集団訴訟を提起し、損害賠償請求をすることができる。 ・消費者からの苦情を調査し、法律違反が認定された場合、消費者が加害者に救済を求めることができるよう、違法の事実を通知できる。

(備考) 1. OECD(2005)、European Commission(2008e)、Civil Justice Council(2008a)および各国ヒアリングによる。
2. 参考とした資料はOECD加盟国すべての制度を網羅するものではない。

参考文献等

本資料で引用した文献は下記から入手可能

OECD (2005), OECD Workshop on Consumer Dispute Resolution and Redress in the Global Marketplace: Background Report, Paris

<http://www.oecd.org/dataoecd/59/21/34699496.pdf>

OECD (2006), Best Practices for Consumer Policy: Report on the Effectiveness of Enforcement Regimes, Paris

<http://www.oecd.org/dataoecd/56/7/37863861.doc>